

規 則

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十五号

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県農業大学校管理規則（平成十五年埼玉県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「、第十三条及び第二十三条第一項」を「及び第十三条」に改める。

第二十二条中「半額」を「三分の二若しくは三分の一の額」に改める。

第二十三条第一項中「保護者及び保証人と連署した様式第九号の」を「校長が別に定める」に改め、同条第二項中「、学生の学習の態度その他の状況を総合的に勘案し」を削る。

第二十四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

- 2 校長は、授業料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その減免を取り消すことができる。
 - 一 授業料の減免申請に不正があると認めたととき。
 - 二 学業成績が著しく不良となったと認めたととき。
 - 三 学生たるにふさわしくない行為があつたと認めたととき。
- 様式第九号を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。